

連絡運輸契約書

京浜急行電鉄株式会社（以下「京急」という。）、東京都（以下「都交」という。）、京成電鉄株式会社（以下「京成」という。）および北総鉄道株式会社（以下「北総」という。）は、交通運輸の利便を促進するために連絡運輸の実施について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、4者における連絡運輸の円滑な実施を確保し、旅客の利便性の向上を図ることを目的とする。

（準用規程等）

第2条 連絡運輸は、本契約に定めるところにより行うほか、東日本旅客鉄道株式会社制定による次の各号に挙げる規程を準用して行うものとする。ただし、これらの規程とは異なった取扱いをする場合は、あらかじめ、4者が協議のうえ、定めるものとする。

（連絡運輸の種別および範囲）

第3条 連絡運輸の種別および範囲は、4者協議のうえ、別途協定書に定める。

（連絡旅客運賃）

第4条 連絡運輸に係る旅客運賃は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通旅客運賃、定期旅客運賃および団体旅客運賃は4者の定める運賃額を併算した額とする。

(2) 割引旅客運賃は4者の定める運賃額を算出し、併算した額とする。

2 割引旅客運賃は別途協定書に定める。

（乗車券類および運輸帳票類の調製）

第5条 連絡運輸に使用する乗車券類および運輸帳票類は、4者各々が自費をもって、これを調製する。

（運賃その他運送条件の変更の通知）

第6条 運賃その他の運送条件を変更しようとするときは、その旨をその実施期日前に、その改正実施の手続きができるように相手方に通知する。

（運行時刻の設定および変更）

第7条 列車の運行時刻の設定および変更については、関係事項につき、相互に連絡のうえ施行するものとする。

（営業の廃止および休止ならびに代表者の変更の通知）

第8条 当事者の一方において、営業の全部または一部の廃止もしくは休止をするとき、または代表者を変更したときは、その旨を遅滞なく他の当事者に通知するものとする。

（資料の提出）

第9条 当事者の一方から連絡運輸上必要な資料の提出を求められたときは、他の当事者は、遅滞なくこれに応ずるものとする。

（運賃の清算）

第10条 連絡運輸に係る運賃、料金等は、1か月分をとりまとめ、定められた支払期日までに

清算するものとする。支払方法および支払箇所については、4者協議のうえ別に定めるものとする。

(損害賠償および不正行為の処置)

第11条 連絡運輸の取扱いに関して、他の当事者または第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき当事者がある場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、損害の責任が不明確な場合は、4者で協議のうえ、定めるものとし、これによりがたいときは、法令または慣習によって処理するものとする。

2 所属する従業員が連絡運輸に係る運賃および料金のほ脱、搾取等の不正行為をしたときは、その従業員が所属する当事者は、不正行為によって損害を受けた他の当事者に対して、正規の運賃および料金を支払うものとする。

(収入金の保管)

第12条 4者は連絡運輸に係る収入金、料金等（以下「収入金」という。）のうち、他者に係る収入金については、第10条に基づく連絡旅客運賃の清算が完了するまでの間、責任を持って保管するものとする。

(連絡運輸収入の報告)

第13条 連絡運輸収入は、定められた期日までに、前月分の割賦額を他の当事者に報告をする。

(個人情報の保護)

第14条 4者は、この連絡運輸業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報および秘密の保持)

第15条 4者は、この連絡運輸業務に関して知り得た機密情報および個人情報を他人に知らせ、ならびに不正な目的に使用してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(債務の履行)

第16条 本契約から生ずる債務は、その支払期日までに遅滞なくこれを履行するものとし、支払方法については、4者が協議のうえ定めるものとする。

(契約の有効期間および更新)

第17条 本契約の有効期間は、2008年3月15日から2009年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに4者いずれも本契約と異なった意思を表示しないときは、次の1年間本契約は更新されるものとし、以後この例によるものとする。

(契約の改定または解除)

第18条 本契約は前条の有効期間内であっても必要に応じ、4者が協議のうえ、いつでもこれを改定し、または解除することができる。

(疑義の解決)

第19条 本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、4者協議のうえ、定めるものとする。

(旧契約の失効)

第20条 本契約締結と同時に、都交と京成間において1960年11月15日付、都交と京急間において1968年6月10日付、都交、京成および京急間において1968年6月10日付、都交、京成、京急および北総間において1991年2月25日付で締結した連絡運輸契約は効力を失うものとする。

以上、本契約成立の証として、本書4通を作成し、各自記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

2008年3月12日

東京都港区高輪2丁目20番20号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 石渡 恒

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 島田 健



東京都墨田区押上一丁目10番3号
京成電鉄株式会社
取締役社長 花田

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
代表取締役社長 亀甲 邦敏